

＜一般委託＞

（「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用）

市立学校給食調理室換気扇等清掃業務委託 仕様書

市立学校給食調理室換気扇等清掃業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	給食作業の安全衛生面と給食業務の効率化を図るために、給食施設内の高所に設置されている換気扇等の清掃を行う。
2	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市立追浜小学校ほか47校
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	
6	関係法規	
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約（一般委託）
9	支払方法	別紙のとおり
10	業務委託 成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理 人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議することとする。
13	監 督 員 連 絡 先	学校食育課 原 電話046-850-1273

＜指示又は希望事項＞	
グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 （上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照）</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>

業務内容

横須賀市(以下「甲」という。)の委託を受けて、受託者(以下「乙」という。)は、契約書に定めるもののほか、この仕様書に基づき、別表「学校一覧」に設置されている換気扇等の清掃を行うものとする。

1 目的

給食作業の安全衛生面と給食業務の効率化を図るために、給食施設内の高所に設置されている換気扇等の清掃を行う。

2 清掃範囲

給食施設内にある以下の換気扇、扇風機及び内外のフード他について、清掃を行う。(給食施設のうち、便所・風呂場及び休憩室は対象外とする。)

- (1) 天井換気扇
- (2) 窓の上等に設置の換気扇の本体、ダンパー及び屋内外のダクトの内側
- (3) 回転釜用上部のフード部分
- (4) 焼物機上部のフード部分
- (5) 高所設置の扇風機
- (6) その他、通常では(脚立等使用しなければ)手の届かない高所
- (7) 市立沢山小学校のグリスフィルター 6組 12枚
市立桜小学校のグリスフィルター 18組 36枚
市立大塚台小学校のグリスフィルター 32組 64枚
市立諏訪小学校のグリスフィルター 22組 44枚

3 清掃内容

(1) 清掃範囲の(1)～(5)について

ア 共通事項

適正に希釈した洗剤をむらのないように塗布し油分等汚れを落とすこと。水拭きにより洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させること。

給食室内はガス・電気機器及び水槽等備品が多数設置されているため、各機器・設備等に汚れ・水分など付かないようビニールシート等で覆うなどのマスキング処理をすること。また、コンセント差込口にも同様の処理をすること。

換気扇及び高所設置の扇風機は十分に乾燥させた後、元どおり取り付けること。

イ 天井換気扇は次のとおり清掃すること。

換気扇下部に備品等の設置がある場合は、備品等をビニールシート等で覆った後に作業を開始すること。

給食室の屋上の外部カバーを取り外し、屋上から手の届く位置に設置の換気扇の場合は、適性に希釈した洗剤を換気扇の羽根等にむらのないように塗布し油分等汚れを落とすこと。

水拭きにより洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させること。

屋上から手の届かない位置に設置の換気扇の場合は、柄の先にウエス等を巻きつけ同様に洗浄・乾燥させること。

(外部カバーがボルト等の腐食により取り外せない場合)

給食室内で脚立等を使用し、柄の先にウエス等を巻きつけ適性に希釈した洗剤を換気扇の羽根等にむらのないように塗布し油分等汚れを落とすこと。水拭きにより洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させること。

ウ 窓の上等に設置の換気扇の本体、ダンパー及び屋内外のダクトの内側については、共通事項のとおり行い、次のことに注意すること。

窓の上等に設置の換気扇の本体、ダンパーは全て取り外して清掃を行うこと。

ただし、換気扇の取り付けがコンセント式ではなく直付け等の場合は取り外しを行わず清掃すること。

また、取り外すことにより換気扇本体及び取り付け部分周辺が毀損すると予想される場合も取り外しを行わず清掃すること。(取り外しを行わない場合はその旨学校に申し出ること。)

換気扇本体モーター部分等の通電する部分が濡れないよう注意すること。

屋外ダクトに取り付けてある網は取り外せる構造の場合は取り外して清掃し、取り外しできない場合は取り付けのまま清掃すること。

- エ 回転釜用及び焼物機上部のフードを清掃の際は、油脂だめの部分も油分を除去し洗浄すること。また、油脂だめに水分が残らないよう十分拭取り作業をすること。
- オ 高所設置の扇風機は、ガード及び羽根等を外し清掃すること。

(2) 清掃範囲の(6)について

ウエス又はダストクロスを使用し水拭き又は空拭きを以下のとおり行うこと。

ア 照明器具

蛍光管・反射板の埃等を拭き取ること。釣り下がり型の場合は傘上部の埃も拭き取ること。

イ 食器棚の上等天板のある機器

天板等に堆積している埃を拭き取ること。

食器棚等の上に荷物等があり移動しなければならないときは行わないこと。

ウ 天井設置の給排気口等

グリルがある場合は取り外し、給排気口内の埃を取り除くこと。取り外したグリルも同様に埃を拭き取ること。

スポットエアコン(球形のもの・蛇腹式のもの)は本体に付着した埃を拭き取ること。

エ ダクト・配管・モールの天井部分

各箇所に堆積した埃を拭き取ること。

オ 食器洗浄機上部取り付けの排気口部

適性に希釈した洗浄剤をむらのないように塗布し油分等汚れを落とすこと。水拭きにより洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させること。

カ 市立桜・大塚台小学校の空調機のフィルター計96枚

キ 市立諏訪小学校の空調機のフィルター11枚

(3) 清掃範囲の(7)について

ア グリスフィルターを全て取り外し、1枚ずつ適性に希釈した洗浄剤をむらのないように塗布し油分等汚れを落とすこと。水洗いにより洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させること。

イ オイルカップも全て取り外し同様に清掃すること。

ウ グリスフィルターを外した後の本体内部は洗浄剤で油分等汚れを落とし、洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させること。

エ 市立沢山・桜小学校は、グリスフィルターを外した後、窓の上等に設置の換気扇と同様に清掃すること。市立大塚台・諏訪小学校は構造上これは行わないこと。

オ グリスフィルター及び換気扇、グリスフィルター内部は十分に乾燥させた後、元どおり取り付けること。

4 作業回数

次のとおり年3回行うこと。ただし、各期間中において工事等を予定している学校については、別途協議することとする。また、新型コロナウイルスの影響により給食提供のない期間に変更があった場合は別途協議する。

- (1) 夏季休業期間中 全48校 (原則として7月21日から8月20日までの平日に行うこと)
- (2) 冬季休業期間中 沢山・桜・大塚台・諏訪の4小学校
- (3) 春季休業期間中 全48校 (原則として3月18日から3月31日までの平日に行うこと)

5 作業日

- (1) 作業日及び作業時間については、事前に協議すること。
- (2) 作業履行開始の1月前までに作業予定日程表(任意書式)を学校食育課に提出すること。
- (3) 新型コロナウイルスの影響による臨時休校等があった場合、別途協議することとする。

6 作業時間

作業の時間帯は原則として次のとおりとする。この時間帯を超えて作業する場合は、事前に学校の承諾を得ること。ただし、期間中に工事等を予定している学校については、協議することとする。

- (1) 午前 8時30分から12時30分まで
- (2) 午後 13時30分から16時30分まで
- (3) 全日 8時30分から16時30分まで

7 作業従事者等

- (1) 学校給食施設内であることを考慮し、作業従業者の安全・衛生は特に注意すること。
- (2) 作業従事者は清潔で作業のしやすい靴を履くこと。靴は屋内外別のものを乙が用意すること。
- (3) 洗剤は安全性の高いものを使用すること。
- (4) 使用する洗剤の安全データシートを事前に提出すること。

8 事故報告

- (1) 作業中予期せぬ事故が発生した場合は速やかに事故の收拾を図り、当該学校長及び学校食育課に報告を行うこと。
- (2) 作業中に建物、備品等を毀損したときは、速やかに当該学校長及び学校食育課に報告し、指示に従い復旧すること。復旧にかかる費用は別表にて定めた内容に基づき支払うものとする。
- (3) 事故の詳細は事故報告書(任意書式)により報告すること。

9 設備等の使用

- (1) 清掃に必要な脚立・モップ・スクイジー・ウエス又はダストクロス・ビニールシート等は乙が用意すること。
- (2) 乙は、甲が業務遂行上必要と認める設備等について、甲の承認を得て使用することができる。

10 報告書の提出

- (1) 乙は、各期間の清掃作業完了後すみやかに作業報告書を学校別にNo.を昇順し並べ、判別できるようにしたうえで学校食育課に提出すること。
- (2) 作業報告書のほかに、各校の清掃作業前、作業中及び作業後を撮影した写真(デジタル写真可)も提出すること。
- (3) 市立沢山・桜・大塚台・諏訪小学校の4校のグリスフィルターと空調機のフィルターについては清掃内容が確認できる作業報告書(任意様式)を別途添付すること。
- (4) 作業報告書のうち市立諏訪小学校のものは、学校食育課に提出するものとは別に諏訪小学校学校関係者(校長または教頭)に清掃作業の写真とともに提出すること。

11 委託代金の支払い

委託代金は3回分割払いとし、各回作業終了後に受託者の請求により支払うものとする。ただし、各回の支払額に1円未満の端数を生じた時は、第3回の支払いで精算するものとする。なお、各回作業終了後と支払金額は次のとおりとする。

- (1) 第1回: 夏季休業期間作業終了後とし、支払金額は入札価格に百分の四十八を乗じて税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)した額
- (2) 第2回: 指定4校における冬季休業期間作業終了後とし、支払金額は入札価格に百分の四を乗じて税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)した額
- (3) 第3回: 春季休業期間作業終了後とし、支払金額は入札価格に百分の四十八を乗じて税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)した額

給食室換気扇等清掃作業終了報告書（換気扇動作・状態確認書）

学校名		横須賀市立 学校		作業実施日			年 月 日		作業時間		時 分～ 時 分												
換気扇等台数		天井換気扇 台		窓用換気扇 台 <small>(ダンパー・フード等有り)</small>		その他換気扇等 台		扇風機 台		合計 台													
確認項目 / (清掃前:清掃後)				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10										
換気扇本体	漏電の有無																						
	モーター回転時の異音発生の有無																						
	モーターの作動状態																						
	塗装の状態																						
	扇の変形損傷																						
	サビ付きの有無																						
ダンパー	塗装の状態																						
	シャッターの変形損傷																						
	開閉状態																						
	サビ付きの有無																						
フード	室内フードのサビ付きの有無																						
	室外フードのサビ付きの有無																						
	室外フードの取り付け部分の変形損傷																						
備考(施設設備の不良・清掃したグリスフィルター、空調機フィルターの枚数等)								異常なし : ◯ 異常 : △ 要修理 : ×															
(所見)								業者氏名					学校確認印										
																上記のとおりご報告いたします。							
																作業実施者		他 名					

[別表]

No.	学校名	所在地 (すべて横須賀市内)	電話番号	天井扇 (単位 基)	換気扇 (単位 基)	扇風機等 (単位 台)	蛍光灯等 (単位 基)
1	追浜小学校	鷹取2-16-1	046-865-2231	0	7	5	28
2	夏島小学校	浦郷町4-35	046-865-3616	1	10	6	19
3	浦郷小学校	追浜東町2-14	046-865-3921	1	5	7	24
4	鷹取小学校	湘南鷹取4-7-1	046-866-1700	0	8	5	27
5	船越小学校	船越町5-34	046-861-1253	1	10	5	21
6	田浦小学校	田浦町3-55	046-861-1251	0	4	4	22
7	長浦小学校	安針台3-1	046-823-2324	0	9	6	52
8	逸見小学校	西逸見町1-14	046-822-0201	0	5	6	30
9	沢山小学校	東逸見町3-35	046-822-0057	2	8	5	14
10	桜小学校	坂本町1-19	046-822-3707	0	7	8	50
11	汐入小学校	汐入町2-53	046-822-0166	0	4	4	21
12	諏訪小学校	小川町18	046-822-0058	5	0	0	41
13	田戸小学校	米が浜通2-12	046-822-0212	1	5	5	27
14	山崎小学校	三春町6-4	046-822-0059	2	5	5	37
15	豊島小学校	上町3-21	046-822-0105	0	4	15	22
16	鶴久保小学校	不入斗町1-1	046-824-0974	0	9	10	22
17	公郷小学校	公郷町4-5	046-851-0029	1	11	7	37
18	池上小学校	池上3-5-1	046-851-0447	1	10	3	33
19	城北小学校	平作1-6-1	046-851-2210	0	10	4	28
20	衣笠小学校	小矢部2-16-1	046-851-0334	2	9	6	29
21	大矢部小学校	大矢部3-26-1	046-834-7200	0	7	7	38
22	森崎小学校	森崎3-13-1	046-836-0233	0	7	7	29
23	大津小学校	大津町3-24-1	046-836-3537	0	7	9	26
24	根岸小学校	大津町5-5-1	046-827-0208	0	10	5	43
25	走水小学校	走水2-2-2	046-841-0203	0	8	3	21
26	馬堀小学校	馬堀町4-10-1	046-841-0234	0	9	3	24
27	望洋小学校	桜が丘1-50-1	046-835-7766	0	7	9	25
28	大塚台小学校	池田町3-1-1	046-830-5660	0	0	2	33
29	浦賀小学校	浦賀3-8-1	046-841-0028	0	9	7	25
30	小原台小学校	小原台3-1	046-841-4666	2	9	6	36
31	鴨居小学校	鴨居3-1-6	046-841-0140	0	9	8	29
32	高坂小学校	西浦賀3-1-1	046-841-4201	1	10	5	26
33	岩戸小学校	岩戸5-20-1	046-848-3460	0	7	6	22
34	久里浜小学校	久里浜6-6-1	046-835-0424	1	8	6	23
35	明浜小学校	久里浜6-7-1	046-835-0323	1	10	6	34
36	神明小学校	神明町407	046-834-4315	1	10	5	34
37	栗田小学校	ハイランド2-41-1	046-848-6465	2	10	7	31
38	野比小学校	野比1-25-1	046-849-7566	0	10	2	52
39	野比東小学校	野比4-6-1	046-847-1031	0	13	6	40
40	北下浦小学校	長沢1-29-1	046-848-0037	0	7	6	22
41	津久井小学校	津久井5-2-1	046-848-5210	1	10	3	24
42	長井小学校	長井5-9-1	046-856-1299	0	9	3	33
43	富士見小学校	武3-19-1	046-856-4757	1	9	4	35
44	武山小学校	太田和3-1-1	046-856-3126	0	9	6	18
45	荻野小学校	荻野8-1	046-857-0018	2	9	4	36
46	大楠小学校	芦名1-29-18	046-856-0154	1	6	5	37
小学校合計				30	359	256	1,380
47	ろう学校	森崎5-13-1	046-834-1172	0	3	1	11
48	養護学校	岩戸5-6-4	046-849-6465	0	7	7	18
全学校合計				30	369	264	1,409

市立学校給食調理室換気扇等清掃における破損、動作不良に係る対応一覧

1. 下記事例以外の事故があった場合は両者で別途協議することとする。
2. 事業者の過失により、毀損したときは復旧にかかる費用（設置工事費を含む）は事業者が支払うものとする。
ただし、設置上特殊な工事等が必要とされる場合は、その設置工事について両者で別途協議することとする。

	事 例	対 応	費 用 負 担
換 気 扇 本 体	電源コードの破損、動作不良等	<ul style="list-style-type: none"> ・その場での応急処置が可能であれば、学校および学校食育課へ報告した上で、事業者が可能な限り対応する。また、作業報告書へ対応内容を記載する。 ・事象が改善しない場合においても、事業者が今後の使用に問題なしと判断した場合は、その旨学校へ申し伝える。 ・部品交換や修繕等その場での対応が不可能となる場合は、学校および学校食育課へ報告し、発生状況に応じた対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あきらかな過失による破損や水濡れ、落下事故等作業における不備が原因となる場合は、事業者対応とする。 ・上記の原因が認められず、経年劣化等が原因と考えうる場合は、横須賀市の対応とする。
	清掃時における換気扇本体部品の破損、不具合等 (ファンやダンパーの破損、不具合等)	<ul style="list-style-type: none"> ・その場での応急処置が可能であれば、学校および学校食育課へ報告した上で、事業者が可能な限り対応する。また、作業報告書へ対応内容を記載する。 ・事象が改善しない場合においても、事業者が今後の使用に問題なしと判断した場合は、その旨学校へ申し伝える。 ・部品交換や修繕等その場での対応が不可能となる場合は、学校および学校食育課へ報告し、発生状況に応じた対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あきらかな過失による破損や水濡れ、落下事故等作業における不備が原因となる場合は、事業者対応とする。 ・上記の原因が認められず、腐食や錆等の経年劣化が原因と考えうる場合は、横須賀市の対応とする。
	清掃後に発覚した動作不良等 (異音、ファンの回転不良、開閉ワイヤーの動作不良等)	<ul style="list-style-type: none"> ・その場での応急処置が可能であれば、学校および学校食育課へ報告した上で、事業者が可能な限り対応する。また、作業報告書へ対応内容を記載する。 ・事象が改善しない場合においても、事業者が今後の使用に問題なしと判断した場合は、その旨学校へ申し伝える。 ・部品交換や修繕等その場での対応が不可能となる場合は、学校および学校食育課へ報告し、発生状況に応じた対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あきらかな過失による破損や水濡れ、落下事故等作業における不備が原因となる場合は、事業者対応とする。 ・上記の原因が認められず、部品の経年劣化が原因と考えうる場合は、横須賀市の対応とする。
フ ー ド	水がかかったことによる漏電 (漏電ブレーカーの作動等)	<ul style="list-style-type: none"> ・完全に乾燥されるまで使用を控えるよう、学校へ周知する。 ・学校食育課へ報告し、発生状況に応じた対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・数日乾燥期間を設けても症状が改善されない場合は事業者対応とする
扇 風 機	清掃時における扇風機本体部品の破損、故障等 (ガードリングや留め具等の破損等)	<ul style="list-style-type: none"> ・その場での応急処置が可能であれば、学校および学校食育課へ報告した上で、事業者が可能な限り対応する。また、作業報告書へ対応内容を記載する。 ・事象が改善しない場合においても、事業者が今後の使用に問題なしと判断した場合は、その旨学校へ申し伝える。 ・部品交換や修繕等その場での対応が不可能となる場合は、学校および学校食育課へ報告し、発生状況に応じた対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落下等のあきらかな破損や作業における不備が原因となる場合は、事業者対応とする。 ・上記の原因が認められず、プラスチック部品等の経年劣化が原因と考えうる場合は、横須賀市の対応とする。
	清掃後に発覚した動作不良等 (首振り動作不良、異音、羽根の回転不良等)	<ul style="list-style-type: none"> ・その場での応急処置が可能であれば、学校および学校食育課へ報告した上で、事業者が可能な限り対応する。また、作業報告書へ対応内容を記載する。 ・事象が改善しない場合においても、事業者が今後の使用に問題なしと判断した場合は、その旨学校へ申し伝える。 ・部品交換や修繕が必要な場合は、学校および保健体育課へ報告し、発生状況に応じた対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業における不備や破損等が原因となる場合は、事業者対応とする。 ・上記の原因が認められず、部品の摩耗や金属疲労等の経年劣化が原因と考えうる場合は、横須賀市の対応とする。
小 型 換 気 扇	取り外したカバーが作業前と同じように付かなくなった (壁との間に隙間が出来てしまう等)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、可能な限り作業前と同じ状況に復元するよう努める。 ・今後使用する上で、落下や破損の危険性が生じる場合は、学校に状況報告し、作業報告書に記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業における不備や破損等が原因となる場合は、事業者対応とする。 ・上記の原因が認められず、経年劣化が原因と考えうる場合は、横須賀市の対応とする。
	清掃後に発覚した動作不良等 (異音、ファンの回転不良等)	<ul style="list-style-type: none"> ・その場での応急処置が可能であれば、学校および学校食育課へ報告した上で、事業者が可能な限り対応する。また、作業報告書へ対応内容を記載する。 ・事象が改善しない場合においても、事業者が今後の使用に問題なしと判断した場合は、その旨学校へ申し伝える。 ・部品交換や修繕等その場での対応が不可能となる場合は、学校および学校食育課へ報告し、発生状況に応じた対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業における不備や破損等が原因となる場合は、事業者対応とする。 ・上記の原因が認められず、経年劣化が原因と考えうる場合は、横須賀市の対応とする。